

1 廊下等

《基本的考え方》

利用者が迷わず、容易に目的の空間まで到達できるようにするため、屋内の動線計画をわかりやすいものとする、また、安全かつ円滑に利用できるよう、移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【1】廊下等

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のもの）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等（多数の者の読み替え有り）
①床面	●令第 11 条第 1 号に適合すること	令第 11 条第 1 号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
②戸の構造	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	—
	★全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	—
③点状ブロック等	★階段、段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。 ・勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・駐車場	令第 11 条第 2 号 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成 18 年国交省告示第 1497 号 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当 ・勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・駐車場
④突出物等	★突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
廊下等	利用者の用に供する廊下その他これに類するもの	—
廊下等の部分	—	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む）	階段に代わり、又はこれに併設するもの
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左

《解説》

- ①【床面】雨滴等により濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ②【戸の構造】自動開閉の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに安全装置（安全センサー）を設置する。衝突の危険があるため、透明なガラス戸には目の高さの位置に横桟を設置する、ガラスに色をつける又は模様を入れる等、配慮する。
- ③【点状ブロック等】視覚障害者に対し段差又は傾斜路の存在の警告を行うために、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる点状の突起が設けられたブロック等を設置する。階段、傾斜路のほか、段として高低差がある部分も対象となる。
- ④【突出物等】ベンチ、自動販売機、消火栓ボックス等の設置について、通行の支障とならないよう、設置場所等を確保する。

【2】移動等円滑化経路を構成する廊下等

上記【1】のほか、次の構造とすること。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のもの）のうち、移動等円滑化経路を構成する廊下等	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等のうち、移動等円滑化経路を構成する廊下等（多数の者の読み替え有り）
①幅	●令第19条第2項第3号イに適合すること	令第19条第2項第3号イ 幅は、120cm以上とすること。
②車椅子の 転回ス ペース	●令第19条第2項第3号ロに適合すること	令第19条第2項第3号ロ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
	★廊下等の末端の付近に車椅子が転回することができる場所を設けること。	—
③戸の構造	●令第19条第2項第3号ハに適合すること	令第19条第2項第3号ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
廊下等	利用者の用に供する廊下その他これに類するもの	—
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第19条で整備する経路）

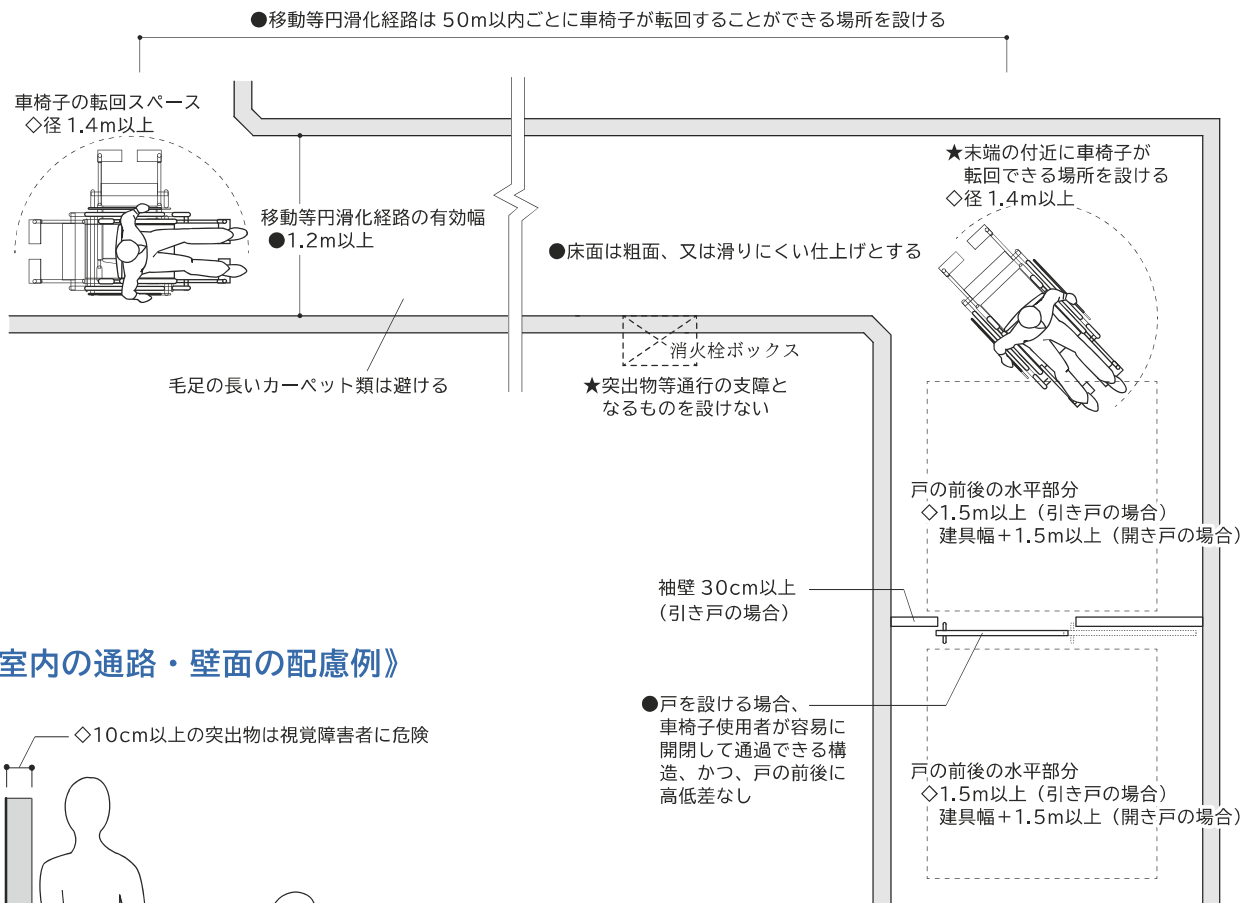
《解説》

- ・①【幅】手すりがある場合は、その内側で計測する。
- ・②【車椅子の転回スペース】車椅子使用者の方向転換に支障がないスペースを確保する。
- ・③【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを設けたり、開閉しやすいハンドルを設置する等、配慮する。また、車椅子使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。

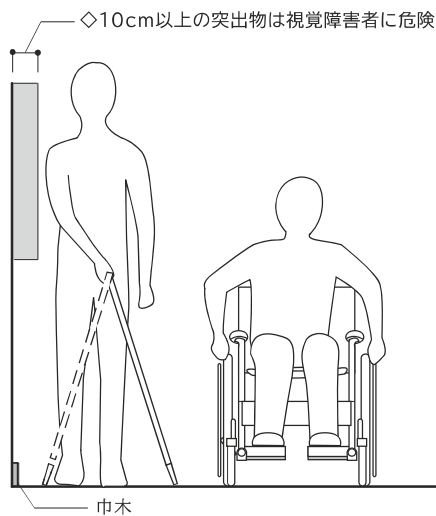
《望ましい整備》

- ・車椅子同士がすれ違えるよう、廊下の有効幅員は180cm以上とする。
- ・専ら高齢者、障害者が利用する建築物では、必要に応じて手すりを設ける。
- ・手すりの端部等には、必要に応じて現在位置等を点字で表示する。
- ・長い廊下や広い空間では、休憩場所等を適宜設置する。
- ・曲がり角は面取りや隅切りをするなど車椅子使用者等の通行に支障のない構造とする。
- ・廊下の曲がり角に鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をする。

《移動等円滑化経路を構成する廊下等の構造》

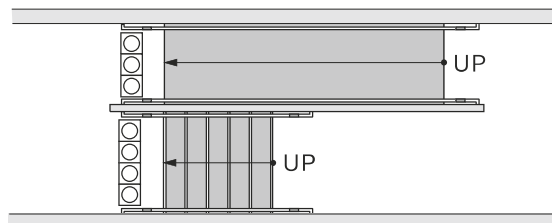


《室内の通路・壁面の配慮例》



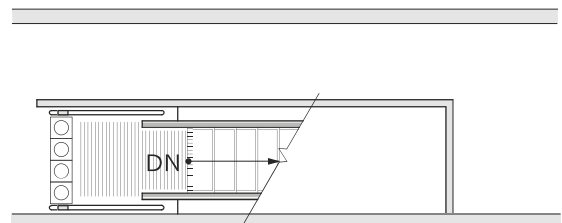
《点状ブロック等敷設の例》

【階段・傾斜路】



★階段・傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する

【段・エスカレーター】



★段の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する